別記様式第１号（第５条関係）その６

**液化石油ガス設備工事届明細書（１ｔ未満のバルク貯槽による貯蔵）**

|  |  |
| --- | --- |
| 特定液化石油ガス設備工事事業届出受理年月日・番号 | 　　　年　　　月　　　日第　　　　　　　　　　　　　号 |

（液化石油ガス法第３８条の３）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 設　備　工　事　事　業　者 | 従事した液化石油ガス設備士氏名・免状番号等 | 氏　　　　　名 | 免　状　番　号 | 最終受講年月日（５年毎） |
|  | 県交付第　　　　　　　　　　号 | 　　年　　　月　　　日 |
|  | 県交付第　　　　　　　　　　号 | 　　年　　　月　　　日 |
|  | 県交付第　　　　　　　　　　号 | 　　年　　　月　　　日 |
|  | 県交付第　　　　　　　　　　号 | 　　年　　　月　　　日 |

|  |  |
| --- | --- |
| 当該設備工事を行った建築物の名称等 | (名称) |
| 液化石油ガスを供給する販売事業者の名称等 | (名称) |
| (所在地) |
| 設備工事の完了年月日 | 年　　　　　月　　　　　日 |
| 充てん事業者の名称 | (名称) |

バルク供給に係る供給設備の技術上の基準

（✽該当個所に✔印又は必要事項を記入してください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 規則 | 項　　　　目 | 基　　準　　及　　び　　措　　置　　等 |
| 第１９条第３号 | ィ | バルク貯槽 | □特定設備検査合格証　□特定設備基準適合証　　別添合格証等のとおり |
| ロ | 保　安　距　離 | 第１種保安物件（　　　　　　　　ｍ）（１．５ｍ以上）第２種保安物件（　　　　　　　　ｍ）（１．０ｍ以上） |
| 構造壁の有無 | □あり　　　　□なし |
| 構造壁の構造 | □JIS－A1304に定める30分加熱試験に合格するものと同等以上の性能を有する建築物の外壁(バルク供給・充てん設備告示第2条第2項) |
| 構造壁等の設置基準 | □最大２方向まで□下部は、地盤面に接する□当該構造壁等に投影されたバルク貯槽の縦及び横より１ｍ以上の長さを有していること□開口部なし |
| ハ | ふた付きプロテクターによる保護 | □安全弁□液面計□過充てん防止装置□カップリング用液流出装置付液取入弁□ガス放出防止器又は緊急遮断装置付ガス取出弁□ガス放出防止器又は緊急遮断装置付液取出弁□カップリング付均圧弁 |
| プロテクター | 地盤面上設置 | □厚さ１．６mm以上JIS―G3101(1995)SS400又はこれと同等以上の強度を有する材料を用いた構造であって、ふた、安全弁の放出管、ガス取出配管、液取出配管、ガス検知器に係る電気ケーブル等に使用されている開口部以外の開口部なし |
| 地盤面下設置 | □厚さ４．５mm以上JIS―G3101(1995)SS400又はこれと同等以上の強度を有する材料を用いた構造 |
| 朱書の内容及び場所 | □液化石油ガス又はLPガス□火気厳禁 |
| □バルク貯槽　　　□バルク貯槽の周囲 |
| 表示の内容及び場所 | □緊急連絡先 |
| □バルク貯槽　　　□バルク貯槽の周囲 |
| 腐しょく防止措置 | バルク供給・充てん設備告示に定める基準に適合　　別添メーカー仕様書のとおり |
| 底部の腐しょく及び転倒防止措置 | バルク供給・充てん設備告示に定める基準に適合　　別添メーカー仕様書のとおり |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１９条第３号 | ニ | 地盤面上設置の場合 | 基　礎 | □コンクリート盤□その他高さ：地盤面から　　　　　　　　㎝（5㎝以上）□不同沈下等によりバルク貯槽に有害なひずみが生じない |
| 車両接触防止措置 | □さく・フェンス等　□その他□周囲の状況から車両進入不可 |
| 支柱等の固定 | □アンカーボルト□その他 |
| 当該バルク貯槽が大地と絶縁されている場合 | アース線 | 断面積　　　　　平方mm（５．５平方ｍｍ以上）接続方法：□ロウ付　　□溶接　　□接続金具　　□その他 |
| 設置棒 | □銅製　　直径　　　　　　mm（７mm以上）　　　　　長さ　　　　　　mm（３００mm以上） |
| 安全放出管（開口部）の位置 | □プロテクターの外かつバルク貯槽頂部から１０㎝以上の高さ□雨水進入防止措置（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□上向き |
| ホ | 地盤面下設置の場合 | バルク貯槽頂部の位置 | ３０㎝以上地盤面より下（　　　　　　　　　㎝） |
| 車両乗り入れ防止措置 | □さく・フェンス等　□その他□周囲の状況から車両進入不可 |
| 地下水による浮き上がり防止措置 | □コンクリート板の設置（質量　　　　　　kg）支柱又はサドル等とコンクリート板の固定方法　□アンカーボルト□固定用プレート□合成繊維性ベルト□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 埋設土 | □土（石塊のないもの）　　　□砂 |
| ガス検知用孔あき管 | （　　　　　　　　本）（貯槽周囲　　　　　　　ｍ以内）（バルク貯槽の周囲１０㎝以内に1本以上）材質　□硬質合成樹脂　　□ステンレススチール構造　□内径（　　　　　）mm（２０mm以上）　　　　□直径１０mm以上の穴を10㎝以下の間隔で開けたもの　　又は□直径5mm以上の孔を5㎝以下の間隔で開けたもの設置　　□その外側及び底面を65メッシュ以上100メッシュ以下の合成樹脂又はステンレススチール製の網で被覆又は□孔あき管の外側に孔あき管と同仕様の管を隙間0.6mm以下として設置 |
| 標識杭 | □埋設後の位置を示す標識杭を貯槽の四隅上に設置 |
| プロテクターのふた | □厚さ５㎝以上の不燃性の断熱材裏当て |
| ヘ | 火気の有無 | □あり（２ｍ以内）　□火気をさえぎる措置（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　□なし |
| 4号 | バルク貯槽の漏えい試験 | 別添メーカー仕様書のとおり |
| 5号 | ガス漏れ検知器 | □プロテクター内に設置　　　別添メーカー仕様書のとおり□集中監視システムとの接続□設置不要　□貯蔵能力１５０kg未満(地盤面上に設置し、その外面から水平3方向の周囲１．３ｍ以内に高さ１．５ｍ以上の構築物その他漏えいした液化石油ガスの拡散を遮る措置がないとき)□貯蔵能力１５０kg以上３００kg未満(地盤面上に設置し、その外面から水平3方向の周囲２ｍ以内に高さ１．５ｍ以上の構築物その他漏えいした液化石油ガスの拡散を遮る措置がないとき)　□貯蔵能力３００kg以上１０００kg未満(地盤面上に設置し、その外面から水平3方向の周囲４ｍ以内に高さ１．５ｍ以上の構築物その他漏えいした液化石油ガスの拡散を遮る措置がないとき)　□貯蔵能力１０００kg以上(地盤面上に設置し、その外面から幅３ｍ以内かつ対面する2方向において１０ｍ以内に高さ１．５ｍ以上の構築物その他漏えいした液化石油ガスの拡散を遮る措置がないとき) |
| 6号 | 高圧配管内のガス再液化防止措置 | □単段減圧式調整器：当該調整器をプロテクター内に設置□二段減圧式一体型調整器：当該調整器をバルク貯槽の直近に設置□二段減圧式分離型調整器：一次側調整器をプロテクター内に設置□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 第１８条 | 4号 | 供給能力 | □一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量に適応する数量の液化石油ガスを供給しうるものであること |
| 5号 | バルブ・集合装置・供給管及びガス栓 | □使用上支障のある腐しょく、割れ等の欠陥がないものであること |
| 6号 | バルブ・集合装置及び供給管 | □腐しょくを防止する措置を講ずること |
| 7号 | バルブ・集合装置及び供給管の材料 | □その使用条件に照らし適切なものであること |
| 9号 | 気密試験 | 供給管 | □二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間の供給管(試験圧力０．１５Mpa以上)□上記以外の供給管(試験圧力８．４Kpa以上) |
| 10 | バルブ・集合装置及び供給管 | □漏えい試験に合格するものであること |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１８条 | 11 | 燃焼器入口圧力保持（供給管等） | □生活の用に供する液化石油ガス(2．0Kpa以上3．3Kpa以下)□上記以外のものにあっては、使用する燃焼器に適合した圧力 |
| 12 | 供給管 | 管損傷防止 | □損傷を受けるおそれのある供給管の損傷防止措置 |
| 13 | 設置位置 | □地くずれ、山くずれ、地盤の不同沈下のおそれのある場所、建物の基礎面下に設置しない |
| 14 | 危険標識 | □危険標識の設置(地盤面上設置及び危害をおよぼすおそれのあるときに限る) |
| 15 | 温度変化 | □温度の変化による長さの変化を吸収する措置(貯蔵能力1,000kg以上の貯蔵設備に係るものに限り地盤面下に埋設されているものを除く) |
| 16 | 滞留液化物の排除 | □滞留液化物の排除措置(貯蔵能力が500kg以上の貯蔵設備に係るものに限る) |
| 18 | ガス栓の設置 | □一の供給設備により二以上の消費設備に供給する場合は、ガスメータの入口側の供給管に設置 |
| 19 | 気化装置 | 腐しょく・割れ等耐圧試験直火加熱構造流出防止措置凍結防止措置 | □使用上支障のある腐しょく、割れ等の欠陥がないものであること□試験圧力２．６Mpa以上□直火加熱構造でないこと□液状の液化石油ガスの流出防止措置□温水部の凍結防止措置（温水加熱構造のみ） |
| 20 | 調整器 | 腐しょく・割れ等 | □使用上支障のある腐しょく、割れ等の欠陥がないものであり、かつ、消費する液化石油ガスに適合したものであること |
| 耐圧試験 | □二段式減圧用二次側以外(試験圧力２．６Mpa以上) |
| □二段式減圧用二次側(試験圧力０．８Mpa以上) |
| 気密試験 | □二段式減圧用二次側以外(試験圧力１.５６Mpa以上) |
| □二段式減圧用二次側(試験圧力０．１５Mpa以上) |
| 調整圧力 | □生活の用に供するものに係るもの(２．３Kpa以上３．３Kpa以下)□上記以外のものに係るもの(使用する燃焼器に適合した圧力) |
| 閉そく圧力 | □生活の用に供するものに係るもの(３．５Kpa以下)□上記以外のものに係るもの(使用する燃焼器に適合した圧力) |
| 21 | 地下室等 | □供給・消費・特定供給設備告示に適合 |
| 22 | 体積販売時の供給設備 | □一定の流量を検知したときに自動的にガスの供給を停止する機能を有するガスメータ□ガス漏れ検知器連動自動ガス遮断機能□液化石油ガス用対震自動ガス遮断器 |
| □消費者の形態に特段の事情あり□消費設備の所有者等から承諾が得られない |
| 表　示 | 施工後のプレート表示 | □有　　□不要 |
| * ２以上の消費設備に供給するための供給設備の設置又は変更工事

□屋内配管４ｍ以上となる消費設備の設置又は変更に係る工事 |
| 燃焼器具 | □風呂釜(□内　　□外　　□立消え安全装置付　　□排気筒)　　□ＧＨＰ□給湯器(□内　　□外　　□立消え安全装置付　　□排気筒)　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□瞬間湯沸器(□内　　□外　　□立消え安全装置付　　□排気筒)　□コンロ(□固定式　　□移動式　　□立消え安全装置付　　□排気フード |
| 接続管類 | □金属管　□低圧ホース　□ゴム管□金属フレキ　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |